(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千九百八十八号で指定した土地の区域を除く。）
山梨県南巨摩郡富士川町小室
字西田　二二三〇番二　一号
二二三〇番一　二号
二二〇七番一　三号
二二〇二番　四号
字峯　一七四〇番一　五号
字唐沢　二一八七番一　六号
二一九六番一　七号
字中川原　二七七六番　八号
二七七五番　九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
細田沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県山梨市
東字切田久保　二八〇九番　一号及び二号
東字橋山　二七八五番　三号から五号まで
二一七五番　六号
西字棒畑　二六一〇番一　七号
西字堂平　一五四〇番　八号
西字唐虫　二六〇七番一　九号及び十号
西字畔田　一六〇一番　十一号
一六一〇番　十二号
一六二一番一　十三号
一六二四番一　十四号
一六二九番一　十五号
一六三二番　十六号
一六三六番　十七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
深町沢の2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県南巨摩郡身延町下田原
字深町　八三〇番　一号及び二号
七九七番　三号及び四号
七九九番　五号
六九五番　六号及び七号
六九二番　八号
五五七番　九号
五六二番　十号
五五八番　十一号
三六〇番　十二号
字沢田　字深町　四九二番一　十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
楮根川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和三十三年建設省告示第千百二十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県南巨摩郡南部町楮根
字牛平原　三七〇二番八　一号
三七〇二番二　二号
三七〇二番一　三号
三七〇四番　四号
字釜ノウト　六三三番　五号
六三七番　六号
六三九番　七号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱八号と十一号を昭和三十三年建設省告示第千百二十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県南巨摩郡南部町楮根
字大日向　五五一番　八号及び十一号
字入ノ島　六四〇番地先　九号
六四〇番　十号
ハ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十三年建設省告示第千百二十二号で指定した同号二に掲げる土地及びイ、ロに掲げる土地の区域を除く。）
山梨県南巨摩郡南部町楮根
字大日向　五五一番　五五八番及び五五九番
五五七番から六三九番まで
字釜ノウト　六三七番から六三九番まで
字牛平原　三七〇二番四
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
落合沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県都留市下谷字宮の腰　二九三五番二　一号から三号まで
二九五二番　四号から六号まで

○国土交通省告示第九百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年九月二十七日
国土交通大臣　前田　武志
(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
血流川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
富士市南松野字平清水一一九八番二の上流筆境を対岸に延長した線から字平清水一三二一番二の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の血流川の中心から右岸六メートルまでの土地の区域及び字平清水一一九八番二の上流筆境を対岸に延長した線から字平清水一三二一番二の下流筆界を対岸に延長した線までの区間の血流川の中心から左岸十三メートルまでの土地の区域

○国土交通省告示第九百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十三年九月二十七日
国土交通大臣　前田　武志
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
道の川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十六年建設省告示第千五百十四号で指定した土地のうち、次に掲げる土地の存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱四号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県高岡郡中土佐町久礼
字天神畑　七〇七七番　一号及び三号
字北大門　四五八八番三　二号
四五八八番一　四号
四五八九番二　五号及び八号
四五八九番三　六号
七〇八〇番　七号

○国土交通省告示第九百七十五号

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の八の規定により、代表者の変更の届出があり、次のとおり登録を変更したので、同規則第二十七条の二十一の規定により準用する同規則第二十七条の十七第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十三年九月二十七日
国土交通大臣　前田　武志
一　登録年月日　平成十七年二月十七日
二　登録番号　研修第1号
三　氏名又は名称　財団法人全国建設研修センター
四　住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
五　法人である場合の代表者の氏名　藤田　耕三
六　登録研修事務を行う事務所の名称　財団法人全国建設研修センター
七　登録研修事務を行う事務所の所在地　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
八　登録研修の名称　ダム管理主任技術者研修
九　登録研修事務を開始する年月日　平成十七年二月十七日
十　変更年月日　平成二十三年八月十一日

○防衛省告示第二百三十九号

海上における試験発射を次のとおり実施する。
平成二十三年九月二十七日
防衛大臣　一川　保夫
日時　平成二十三年十月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　三宅島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)から(エ)までの地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度〇八分一二秒
東経一四一度〇一分四八秒
実施艦　自衛艦二艦
実施機　回転翼航空機一機
その他　一　試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、試験海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。